

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後						
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定						
	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考		水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考
馬 渕 川 支 流 水 域	白鳥川（馬渕川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流）	<u>C</u>	<u>5年以内</u> <u>で可及的</u> <u>速やかに</u> <u>達成</u>		<u>昭和48</u> <u>年7月</u> <u>3日適</u> <u>用</u>	馬 渕 川 支 流 水 域	白鳥川（馬渕川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流）	<u>A</u>	<u>直ちに達</u> <u>成</u>		<u>令和3</u> <u>年3月</u> <u>16日適</u> <u>用</u>
	安比川（馬渕川と安比川との合流点より上流の安比川本流）	[略]					安比川（馬渕川と安比川との合流点より上流の安比川本流）	[略]			
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。											